

作成日

2018/10/2

**抹消登録証明書の写しが届きましたが、なぜ
(有)平康商会の名義になっているのですか？**

自動車重量税の還付金を受け取る時期が違います。

| | |
|----------------|--|
| 名義変更無しの場合 | お客様の口座へ振り込まれますが、振込まで約3ヶ月以上かかります。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | 廃車のお引き取りをする時に、車両代金と同時にお支払いします。車両解体終了後に(有)平康商会が還付の請求をします。 |

お客様の口座番号の確認が不要になります。

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 名義変更無しの場合 | 自動車重量税還付金を振り込む口座番号の確認が必要です。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | 現金でお支払い致しますので、口座番号の確認は不要です。 |

個人情報の管理に違いがあります。

| | |
|----------------|--|
| 名義変更無しの場合 | 車両解体終了までお客様の重量税還付用委任状を保管する必要が有ります。お客様名義の車検証の写しを数年間保管することになります。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | お客様の委任状・譲渡証は一時抹消の時点で全て陸運局へ提出致しますので長期に保管することは有りません。お客様名義の車検証は名義変更が終了した時点で全てシュレッダーで処分致します。 |

車両管理責任が(有)平康商会に移ります。

| | |
|----------------|---|
| 名義変更無しの場合 | 車両の所有者はお客様のままなので、万一トラブル(車両盗難など)が発生した場合にお客様が管理責任を問われる可能性が有ります。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | 車両の所有者は(有)平康商会になるので、管理責任は(有)平康商会になり、お客様にご迷惑をお掛けすることは一切有りません。 |

自賠償保険の解約返戻金を受け取る時期が違います。

| | |
|----------------|---|
| 名義変更無しの場合 | 保険会社により異なりますが一ヶ月以上はかかります。振込になるので口座番号の確認が必要です。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | 廃車のお引き取りをする時に、車両代金と同時にお支払いします。現金でお支払い致しますので、口座番号の確認は不要です。後日、(有)平康商会が解約の手続きをします。 |

他県ナンバーでも廃車手続きできます。

| | |
|----------------|--|
| 名義変更無しの場合 | 兵庫県の陸運支局で手続きが出来ないのでお客様で手続きをしてもらうこととなります。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | 名義変更で姫路ナンバーになるので、(有)平康商会が兵庫県の陸運支局で手続き出来ます。 |

中古車として販売できればリサイクル料金を追加でお支払い出来ます。

| | |
|----------------|---|
| 名義変更無しの場合 | 名義変更の書類が無いので車両の転売は出来ません。 |
| (有)平康商会名義にした場合 | お車が中古車として販売出来た場合は、リサイクル料金を追加でお支払い出来ます。お車の解体状況は、自動車リサイクルシステムで確認出来ます。 http://www.jars.gr.jp/ |